

とんだばやし こどもの権利 ニュース



れいわ ねん がつはっこう
令和7年12月発行

Vol.
7

「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会」
の発表会へ招待します!

「こどもの権利条例 いっしょに作ってみたい会」 ってなに?

とんだばやし 富田林市では、こどもの権利を大切に
するため「こどもの権利条例」を作ってい
ます。条例には、前文(はじめの言葉)と
いて、子どもやおとなに大切にしてもら
いたいことを書いています。

この夏、「こどもの権利条例いっしょに
作ってみたい会」のメンバーを募集し、集
まってくれた12人の子ども委員といっ
しょに、こどもの権利条例の前文を作り
ました。とても素敵な前文になったので、
とんだばやし 富田林市のみんなに発表します。

ぜひ来てください!



お問い合わせ先

とんだばやし 富田林市 未来部 政策課
TEL: 0721-25-1000 (内線 291)
FAX: 0721-24-8976
MAIL: k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

こどもの権利条例を
もっと知りたい方はこちら



こども委員による 「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会」の 発表会



発表会は
なにをするの?

いっしょに作ってみたい会の様子や
できあがった前文を、『こどもニュー
スキャスター』が楽しく
発表するよ。

くわしくはこちら



いつ、
どこですか?

令和7年12月14日(日)
10:00 ~ 12:00
Topic [富田林きらめき創造館]
(〒584-8511 大阪府富田林市常盤町16-11)
で開催します!
うわぐつを持ってきてね!



だれ
誰が行っても
いいの?

子どもおとなも誰でも大歓迎です!
申し込みはいりません!
こどものみんなには、
お菓子をプレゼント!



おしらせ

みんなの意見を教えて! こどもの権利条例の案についての意見を募集中

富田林市こどもの権利条例の案ができました。案は子どもみんなの思いをたくさん入れて作りました。
条例の案を読んで、みんなの意見を教えてください。

募集期間

令和7年12月1日(月) ~ 令和8年1月5日(月)

対象者

富田林市で住んでいる、働いている、富田林市内の学校
に通っている18さいくらいまでの子ども

提出方法

こちらから、教えてください。



下の施設にある提出箱に意見を提出することもできるよ!

市役所(子ども政策課)、中央・金剛・東公民館、中央・
金剛図書館、児童館、TONPAL(多文化共生・人権プラザ)、
Topic(きらめき創造館)

手紙で送ることもできるよ!

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1-1
富田林市役所子ども政策課 へてに送ってください。